

議長（志村 忠昭）

これをもって、8番古川議員の一般質問を終わります。

次に、11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

11番、渡邊美喜子でございます。

一般質問させていただきます。

1点目は、空き家対策、空き家対策特別措置法についてであります。

昨年11月に、国会で空き家対策の推進に関する特別措置法、通称「空き家対策特別措置法」が成立し2月26日に全国施行されました。

全国に空き家が820万、その中で放置された空き家は318万にも及び、実に8軒に1軒が空き家であります。

5年後では63万戸増えると言われております。

倒壊、防災、治安や衛生上著しく有害となり益々増える傾向にあります。

空き家改善対策として、自治体の権限が法的に位置付けられ、「特定空き家」を各自治体が決めるその判断基準は、1、屋根や外壁が大きく傷み、多数の窓ガラスが割れたまま放置、2、立木が朽ちて隣地に散乱、3、ごみの放置で悪臭発生などが目安として盛り込まれる見通しであります。

これらに該当する空き家（特定空き家）の所有者に、撤去や修繕勧告、命令ができ、命令違反には50万円以下の過料を設け、強制撤去も可能となり、固定資産税が最高6倍となります。

特定空き家は固定資産税優遇の対処から外れ、空き家を放置させない制度と変わるわけでございます。

今後、多度津町も空き家対策について法律に沿って取り組まなければなりません。

そこでいくつか質問をいたします。

- 1、空き家に関わる事業の担当課、窓口について。
- 2、空き家対策事業の体制づくりや今後の計画について。
- 3、空き家の実態把握のための調査、開始時期や期間について。
- 4、町の空家の戸数と空き家率について。
- 5、特定空き家の除却支援補助金について。
- 6、空き家対策事業をすることに至っての問題点や将来の見通しについて。
- 7、空き家バンクについて。

以上、質問いたします。

2点目は5歳児健診についてであります。

以前より5歳児健診は、保護者、保育所、幼稚園、小学校などの関係者の皆さ

んからの強い要望で、これまでも2回ほど一般質問をさせていただきました。そして子どもの障がいの早期発見とスムーズな就学支援に向けて平成26年度4月から多度津町で5歳児健診が実施されました。

実施に至ってまだ1年間しか経っていませんが多くの意見や反響がありました。

子どもとの関わり方、家庭からの協力、関係機関との連携強化、早期発見、育児姿勢の反省、子どもの生活習慣改善、育児の悩みや相談が出来る、情緒が安定し成長が見られた等聞いております。

そこでいくつか質問いたします。

5歳児健診の概要について、対象児数、受診率、健診日程、問診の配布や回収方法、健診のやり方、実施機関との連携、児童への関わり方、健診後のカンファレンスについて、保護者に理解と同意などの伝え方、実績報告及び今後の問題や課題について等お伺いいたします。

3点目は、放置竹林整備推進事業についてであります。

県は土砂災害の被害を最小限に抑えるため、2015年から取り組むもので、当初予算案に事業費2,000万円を計上いたしました。

道路周辺に拡大している放置竹林対策として伐採から再び生えてこないようにクヌギなどの広葉樹を植林する。

竹は根が深い為、土砂災害の発生時には山肌とともに地滑りし、家屋を壊したり道路をふさいだり、人災になりかねない。

補助率は82%で防災対策の一環として竹林の整備を行なうことであります。

そこで質問をいたします。

町で対象となる竹林の伐採箇所はどの程度ありますか。

今後の方針について町の考えをお伺いします。

以上で一般質問は終わります。

よろしくお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員のご質問のうち「空き家対策、空き家対策特別措置法について」お答えをしております。

空き家対策につきましては、私が町長に就任させていただいて間もなく、老朽家屋が崩落し、周辺住民に大きな迷惑をかけてしまいました。

当該空き家は以前から危険性が認知されていましたが、持ち主が県外在住でしたので、通知を出しても返事がなく、結果、放置されていた状態が続いておりました。

この様なことがおこらないよう次の年には「空き家バンク条項」を加えた「空き家等適正管理条例」を制定いたしました。

この条例は行政代行執行を可能に致します。

条例施行後、空き家の改善に対する住民からの苦情を多数受け、適切に対処しております。

本町の条例は税金に関することと、過料の設定以外は、今回の空き家対策特別措置法と殆ど変わりありません。

今回の法律制定は少し遅い感がしていますが、町としては、これまで行なってきたことに対して国の法律が後押しをしてくれているように思っております。ご理解賜りますようお願いを申し上げ、渡邊議員のご質問につきましては、各担当課長より答弁をしておりますのでよろしくお願いを致します。

政策企画課長（岡部 登）

渡邊議員の「空き家対策、空き家対策特別措置法について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

先ず1点目の「空き家にかかわる事業の担当課、窓口について」でございますが、政策企画課企画係を窓口としております。

次に「空き家対策事業の体制づくりや今後の計画について」でございますが、現在は、多度津町空き家等適正管理条例に基づいて対策を行っております。また、香川県空き家バンク制度も活用し、空き家の所有者から物件提供を受け、空き家の有効利用の促進についても取り組んでおります。

今後は、当該特別措置法に則った空き家等の対策が推進できるよう体制を整え、「特定空き家等」の認定を軸とした対策を図り、今後も増える空き家への対応を進めてまいりたいと考えております。

次に「空き家の実態把握のための調査、開始時期や期間について」でございますが、これにつきましても、現在、付近住民からの通報等を受け、対策を取っており、状況に応じて1年間に1回以上、継続的な現地確認を行っております。今後、当該特別措置法の施行を受け、「特定空き家等」に対する措置（勧告・代執行等）を講ずるためには、先程申しましたように、体制が整い次第、順次調査を進めていく必要があると考えております。

次に「町の空き家の戸数と空き家率について」でございますが、平成25年度の、住宅統計調査による空き家率は、約19.9%となっております。

戸数の調査、把握は出来ておりませんが、町条例に基づき、情報提供があった件数は、平成24年度が22件、平成25年度が8件、平成26年度が10件、本年は現在までに5件となっております。

次に「特定空き家の除却支援補助金について」でございますが、これは、香川県が本年度から行っております、「社会資本整備総合交付金等の基幹事業」の中で「香川県老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱」に基づき、老朽危険空き家の除却を支援しようとするもので、上限200万円の除却費用の内、町

は5分の1を、国が5分の2、県が5分の1を補助しようという制度でございます。所有者の負担軽減に繋がり、除却が進むことが期待されることから、本年度中にそれを利用できるように、本町でも、制度を構築する予定にしております。次に「空き家対策事業をすることに至っての問題点や将来の見通しについて」でございますが、今後も増え続けることが確実な空き家問題に対し、当該特別措置法に則り、関連部署との連携を図りながら対策を進めてまいりますが、「特定空き家等」の認定に関しては、その認定方法が困難であるため、専門知識を有する人材の派遣など、香川県および他市町との連携を取りつつ進めてまいりたいと考えております。

最後に、「空き家バンクについて」でございますが、平成24年より運用しております、空き家バンク「かがわ住まいネット」につきましては、年間約20件程度の問い合わせがあり、今後も増加が予想される中、空き家対策の一環として、また移住者の受け皿として有効活用してまいりたいと考えております。

以上で、渡邊議員の「空き家対策、空き家対策特別措置法について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

福祉保健課主幹（丸岡 多恵子）

渡邊議員、2点目のご質問の5歳児健康診査の概要についての実施方法および実績報告ならびに今後の問題や課題についてお答えいたします。

はじめに、昨年度から開始しました5歳児健康診査の実施方法については7月～10月にかけて町内各保育所、幼稚園で実施し、それらの未受診児と町外通園児については保健センターを会場として、全10か所で実施しました。

対象児数は188名で、受診児数は186名ですが、多度津町在住児については、全て受診しました。受診率は98.9%です。

実施前の周知として、4月の入所や進級時に合わせて、各保育所、幼稚園に向き、保護者に5歳児健康診査の概要説明と協力を依頼し、5月に従事者を対象とした説明会および研修会を行ないました。

引き続き6月に各保育所、幼稚園へ保護者宛に健診の案内文およびアンケートとクラス担任にスクリーニングシートの配布と回収を依頼しました。

回収後は保健師が内容をチェックし、保健師の把握している情報と保育士や幼稚園教諭からの情報をすり合せ、当日の従事者に情報提供したうえで、健診に従事いたしました。

従事者は小児科医師または小児精神科医師、臨床心理士、保健師、幼稚園教諭、保育士、教育課担当者です。

各保育所、幼稚園で集団行動観察と個別健診を実施した後、個別に保護者面接を行ないました。

また、個別健診と保護者面接の後にそれぞれ、従事者でカンファレンスを行な

い、全員の結果と今後の対応や支援方法について協議しました。

5歳児健康診査は、医師の内科的診察ではなく、集団行動の様子、幼児の会話の成立具合、手先の器用さ、指示に従う様子、情緒の安定性等を観察します。次に、健診結果については、異常なしという判定ではなく、気にならないが135名で72.6%、やや気になる37名、大いに気になる13名、医療機関への受診勧奨が1名で合わせて51名が27.4%となっています。

事後フォローとして、気になる幼児の保護者に対しては、医師や臨床心理士が健診結果と専門機関や医療機関への受診勧奨をし、今後のかかわり方についての助言、指導を行ないました。

また、5歳児健康診査から就学までの間に保健師による訪問指導や日頃の保育の中で、保護者や幼児に対しては保育士や幼稚園教諭が丁寧な支援を継続しています。

5歳児健康診査の実施は、渡邊議員のおっしゃるとおり、発達障がいの早期発見とスムーズな就学支援に有用とされており、保護者の子育ての振り返りや子どもの発達の確認ができる良い機会であります。

また、従事者と保育所、幼稚園が情報提供、情報交換ができ、連携がとりやすくなり、保護者に対して、一貫した支援ができるようになりました。

また、5歳児健康診査は、子ども達が将来、豊かな社会生活を送ることができるようになるスタートラインだと考えます。

最後に、今後の課題として、従事者のスキルアップにより資質を向上させ、標準化することで、5歳児健康診査をより充実させること、また、関係機関との連携を密にし、包括的支援をおこない、事後フォローを確立し、さらに教育課と協力して就学支援体制を整えていくことが重要と考えています。

困った時や悩んだ時、些細なことでも相談に応じ、温かく見守り、子育てに不安をもつ親に寄り添う支援ができるよう、さらに努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

産業課長（神原 宏一）

おはようございます。

渡邊議員ご質問の3点目、「放置竹林整備推進事業」についての答弁を申し上げます。

香川県の調査によりますと、香川県全体の竹林面積は3,000ha程度で、そのうち本町の面積は6.5ha程度でございます。

地域としては、高見島がその半分以上を占め、陸地部では山階、奥白方地区等に点在しています。

放置竹林は、担い手の減少や高齢化、竹材利用やタケノコ収穫の減少等によりまして、拡大している現状でございます。

香川県におきましては、本年度よりその防止対策として、「放置竹林整備推進事業」を実施することとしています。

この補助事業は、道路周辺等から原則20m以内の竹林を対象とし、伐採から植林、保育まで一連の取組みを行う森林所有者等を実施主体に、対象面積に標準単価を乗じた金額の82%を補助する仕組みとなっております。

県は当初予算に2,000万円を計上し、事業予定量を15haと見込んでいます。

また、この事業には1施行地について0.1ha以上という面積要件が課されております。

事業の実施方法といたしましては、市町と森林所有者、森林組合が協定を締結し、伐採等の作業を森林組合が請け負うことが想定されております。

基本的には山間部の規模の大きい放置竹林を対象とした事業でございますが、本町におきましては、このような要件を満たす竹林は少ないものと思料するところでございます。

さらに、本町には森林組合がなく、林業従事者もいないことから、現状では、この事業を活用できる状況にはないものと考えております。

しかしながら、放置竹林は災害防止や道路管理、景観や環境の保全等の観点から、大きな課題を孕んでいると考えられます。

本町といたしましては、まずは現状を把握し、関係課連携のもと、個別具体のケースについて対応策を協議、検討するとともに、竹林所有者に対しましては、道路通行や近隣住宅へ支障をきたさぬよう適切に指導・助言を行い、適正な整備や管理についての周知啓発を図ってまいります。

また、公有地の竹林につきましては計画的な伐採等により、拡大防止や環境保全に努めてまいります。

さらに、香川県に対しましては、本町の実情について理解を得ながら、「放置竹林整備推進事業」が本町でも活用できるよう面積要件の緩和や事業の拡大を要望してまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

詳細なご答弁本当にありがとうございます。

そこで特定空き家対策なんですけども、確かに条例ができ県下でも早くから取り組んでいるという部分もあるんですけども、今回の国の施策、空き家対策特別措置法に関しましては、もう一つ突っ込んでいるというのか、シビアに考えているんじゃないかなあと私は思っております。

例えばですね、特定空き家と認定という部分なんですけども、これは認定するのは自治体とか先程お話がありました専門の知識を要するというには無理もないかなというふうに思っております。

そして空き家対策と認定されますと、補助金が出て更地になります。

そして更地になれば固定資産税が6倍に上がると、ここら辺の部分が多分に驚いている部分もあるんですけども。

それと逆に更地にしなくって、撤去、修繕を勧告すると。

それで命令に従わない場合は、違反として50万罰金。

そして特定空き家となりましたら、この時も命令違反として50万払った上に、6倍の固定資産税を払わないといけない。

そこで教えていただきたいんですが、この50万は1回なのか、それとも毎年来るのかという部分の質問でございます。

許容期間があるのかどうか。

それからですね、もし更地にした場合、6倍の固定資産税がかかるわけですが、更地にしましたその後、草とか木とかいう部分が放置になった場合、それも地域の方とか、今までも多くの苦情がきていますし、町の方、こと細かく対処はしていただいているんですけども、防犯とかゴミの不法投棄とかいうのでよりいっそうそういう部分が増えてくるんじゃないかなあいう危機感を感じております。

それからもう1点、滞納という部分で増えるんじゃないかなあと私自身が感じているんですけども。

そういうところを質問させていただきます。

それから5歳児健診ですけども、一般質問を書きながら改めて5歳児健診、よく26年4月からよくしていただきましたということで、健診の重要性、また意義を強く改めて感じました。

本当に一つのことをするのは、いろいろとやらなければならないと、その継続していただいていることに本当に頭が下がる思いでおりますので、また子ども達のためにも今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

これは要望でございます。

最後の竹林の問題ですけども、森林組合がないとかいろいろあるとは思いません。

実はこれ県議会議員の新田先生が質問した部分で、答弁が県がこういうことでやっていくという答弁をいただきましたので、多度津町どういうふうになっているのかなという部分で質問させていただきました。

ありがとうございます。

政策企画課長（岡部 登）

渡邊議員の空き家対策特別措置法についての再質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず過料につきましては1回であると認識しております。

続きまして固定資産税の優遇措置でございますが、これは空き家を更地にする以前、空き家がそのままそこに存在している時にでも6分の1に軽減する優遇措置を、倒壊等のおそれがある空き家の場合は適用しないようにするというようなことが考えられておるようでございます。

以上で渡邊議員の空き家対策、空き家対策特別措置法についての再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

これからしていかなければならないという部分も含めまして空き家につきましてはまた必ず件数が24, 8, 10とか言われてましたが、もっともっと増えるんじゃないかというふうに思っておりますし、多度津町内歩くだけでも相当空き家がありますので、そういう部分も含めて大変だと思いますがよろしく願いしたいと思います。

以上です。終わります。